

海田町水道施設運転管理等業務委託に係る

公募型プロポーザル

実 施 説 明 書

令和7年9月11日

海田町上下水道課

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	契約方法	2
4	長期継続契約	2
5	契約保証金	2
6	参加資格条件	2
7	日程等の予定	3
8	公告について	4
9	現地見学申込書の提出	4
10	質問書の提出及び回答方法等	4
11	参加申込書等の提出方法	5
12	参加資格審査結果通知	6
13	業務提案書等の作成及び提出方法	6
14	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	7
15	業務提案書等の審査	7
16	業務委託契約の締結	8
17	失格条件	8
18	その他	8
19	問い合わせ先	9
様式集 様式第1号～様式第7号		10
表—1 選定評価基準表		17

水道施設運転管理等業務委託に係る公募型プロポーザル
実 施 説 明 書

1 目的

海田町が発注する水道施設運転管理等業務（以下「本業務」という。）について、民間事業者の持つ高い技術力、創意工夫、ノウハウ等業務遂行能力を活用して、海田町内の水道を効率的かつ安定的に供給するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものです。

2 業務概要

(1) 業務名

海田町水道施設運転管理等業務

(2) 業務実施場所

海田町国信一丁目 4 番 13 号 国信浄水場監視室外

(3) 業務内容

受託者が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとし、詳細については「海田町水道施設運転管理等業務委託要求水準書」第 2 章に記載しています。

ア 国信浄水場内において水源地、浄水場、配水池、ポンプ所等の設備機器を適正に運転管理するために行う機器操作及び計器監視業務

イ 国信浄水場内の各施設の電気・機械・計装・水質監視設備点検業務

ウ 国信浄水場以外の水源地、浄水場及び導水・送水・配水施設等の巡回点検業務

エ 異常時の調査・初期対応業務

オ 電話対応業務（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分以外の営業時間外のみ）

対象施設及び業務内容の詳細については、水道施設運転管理等業務委託要求水準書、水道施設運転管理等業務委託性能仕様書、水道施設概要図に記載のとおりとします。

なお、本業務委託は、水道法第 24 条の 3 に基づく業務委託ではありません。

(4) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

（海田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約）

ただし、契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までを業務習熟期間とします。

(5) 委託時間

業務は 24 時間の通年とします。

(6) 業務体制

各業務、履行する上で適正かつ必要な人員を配置してください。国信浄水場においては、原則として 1 名以上の人員を配置してください。

(7) 委託料の支払

契約金額を 36 で除した額を、業務開始月分から翌月払いとします。ただし、当該金額に 1 円未満の端数が生じる場合は、各年度の 3 月支払分を調整月として支払うものとし

ます。

(8) 業務に係る提案限度額

提案限度額は、3年間で192,630,000円（消費税及び地方消費税額を除く）とします。

なお、提案見積書及び提案見積内訳明細書に記載する提案価格が、この提案限度額を超えた場合は無効となります。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式

4 長期継続契約

本件契約は、海田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年12月16日）による契約であり、海田町議会における当該契約に係る令和8年度収支予算が成立したときをもって効力を生じるものとします。

また、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本件契約に係る海田町水道事業会計の収支予算が減額又は削除された場合は契約を変更又は解除することになります。なお、契約の解除によって生じた本件契約の受託者の損害について、海田町はその賠償の責めを負わないものとします。

5 契約保証金

受託者は、委託金額の総額（消費税及び地方消費税額を除く。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結時までに納付するものとします。ただし、契約保証金に代わる担保として金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除することができます。

- (1) 受託者が保険会社との間に海田町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
 - (2) 受託者が過去2年間に、当該契約と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国（特別の公法人で、その事業の執行について主務大臣の監督を受けるものを含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもので契約締結後契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- なお、業務完了済であることを原則としますが、契約期間中にあっては1年以上の実績とします。

6 参加資格条件

- (1) 令和7～9年度海田町物品調達等入札参加資格者一覧表で、「施設管理」のうち「特殊施設管理」に登録されている者であること。ただし、この公告の日において登録されていない者であっても、参加申込書の提出及び審査に併せて競争入札参加資格認定に準じた審査を行い、業務提案書の提出期限までに同等と認められた者は、この要件を満たしているものとして取り扱います。
- (2) 平成30年4月1日以降、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業又

は水道用水供給事業に係る浄水場施設（急速ろ過処理を行う処理能力 8,000 m³/日以上
の施設、緩速ろ過処理を行う処理能力 4,000 m³/日以上施設の両方の施設）の運転管
理業務（通年 24 時間連続監視体制に限る）を単独で元請けとして 3 年以上履行した実績
を単体企業として有すること。

なお、業務完了済であることを原則としますが、契約期間中にあっては 2 年以上の実績とします。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからオのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 受託者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 参加申込書の提出の日から契約締結の日までの間において、広島県及び海田町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(7) 参加形態は単体企業であること。

(8) 本業務を統括する本店、支店又は営業所が広島県内に所在すること。

(9) 海田町における水道料金の滞納者でない者（法人及びその代表者）であること。

7 日程等の予定

日 付	内 容
令和 7 年 9 月 11 日(木)～令和 7 年 9 月 17 日(水)	公告
令和 7 年 9 月 18 日(木)～令和 7 年 9 月 22 日(月)	現地見学申込受付期間

令和 7 年 10 月 1 日(水)～令和 7 年 10 月 3 日(金)	質問書受付期間
令和 7 年 10 月 15 日(水)～令和 7 年 10 月 17 日(金)	参加申込書等受付期間
令和 7 年 10 月 24 日(金)	参加資格審査結果通知
令和 7 年 10 月 27 日(月)～令和 7 年 11 月 4 日(火)	業務提案書等受付期間
令和 7 年 11 月 11 日(火) 13:30～	プレゼンテーション実施
令和 7 年 11 月 18 日(火)	優先交渉権者決定
令和 7 年 12 月 19 日(金)	業務委託契約締結
契約締結日の翌日～令和 8 年 3 月 31 日(火)	習熟期間
令和 8 年 4 月 1 日(水)	履行期間開始

8 公告について

(1) 公告期間

令和 7 年 9 月 11 日(木) 午前 8 時 30 分から令和 7 年 9 月 17 日(水) 午後 5 時 15 分まで

(2) 公告方法

海田町ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/32/142765.html>

9 現地見学申込書の提出

浄水場等現地見学を希望される方は、令和 7 年 9 月 18 日(木) から令和 7 年 9 月 22 日(火) までに現地見学申込書(様式第 1 号)を提出してください。

令和 7 年 9 月 24 日(水) から令和 7 年 9 月 30 日(火) の間に現地見学を実施するよう日程調整させていただきます。

なお、現地への移動手段は、各希望者が用意してください。

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX 又は電子メール(いずれの方法も提出期間内に必着とします。)

持参による場合の受付時間は、営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出先

海田町上下水道課工務係

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号

10 質問書の提出及び回答方法等

(1) 質問内容

本実施説明書に記載する参加申込書、業務提案書等作成、要求水準書、性能仕様書の内容など、提出に必要な事項に限るものとし、評価及び審査に係る質問は受け付けません。

(2) 質問の提出方法等

ア 提出書類

質問書（様式第2号）によるものとします。

イ 提出期間

令和7年10月1日（水）午前8時30分から令和7年10月3日（金）午後5時15分まで

ウ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール（いずれの方法も提出期間内に必着とします。）

持参による場合の受付時間は、営業日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

エ 提出部数

1部

オ 提出先

海田町上下水道課工務係

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和7年10月14日（火）までに、質問者に回答するとともに、海田町ホームページに掲載します。

11 参加申込書等の提出方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第3号）

イ 会社概要書（様式第4号）

ウ 受注実績証明書（様式第5号）及び業務委託契約書の写し

エ 誓約書（様式第6号）

オ 財務状況（直近2か年の各会計年度における損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）

カ 会社概要や業務内容等を記載したパンフレット等

(2) 提出期間

令和7年10月15日（水）午前8時30分から令和7年10月17日（金）午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法も提出期間内に必着とします。）

持参による場合の受付時間は、営業日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

郵送による場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法とします。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

海田町上下水道課工務係

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号

12 参加資格審査結果通知

提出された参加申込書及び添付書類により参加資格審査した結果を、令和 7 年 10 月 24 日（金）に、参加資格を有すると認められた者（以下「参加事業者」という。）又は認められなかった者それぞれに通知します。前日に発送しますが、郵便事情により到着に多少のずれが生じる場合がありますので、ご了承ください。

13 業務提案書等の作成及び提出方法

(1) 業務提案書の提出部数及び様式等

ア 提出部数

12 部（原本 1 部、副本 11 部、いずれも紙媒体で提出することとします。）

イ 様式等

(ア) 業務提案書は、この実施説明書の表— 1 に定める選定評価基準表の内容をふまえて作成してください。

(イ) 業務提案書は日本工業規格 A 4 版縦置き横書き左綴じで、両面印刷を基本とします。ただし、図表などは A 3 版片面印刷で折込み挿入も可とします。

(ウ) 目次を付け、各ページにページ番号を記入してください。

(2) 提案見積書

提案見積書は、本業務全体（3 年間）に要する費用を積算し、様式第 7 号に消費税及び地方消費税額抜きで記入してください。また、それに伴う提案見積内訳明細書（様式自由）も同封してください。

業務提案書とは別の封筒に封印し、表面に「見積書在中」と明記の上、1 部提出してください。

(3) 提出方法等

ア 提出期間

令和 7 年 10 月 27 日（月）午前 8 時 30 分から令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時 15 分まで

イ 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法も提出期間内に必着とします。）

持参による場合の受付時間は、営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

郵送による場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法とします。

ウ 提出先

海田町上下水道課工務係

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号

14 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和7年11月11日（火）13:30～

(2) 実施場所

海田町役場3階会議室

(3) 実施時間

1者につき50分程度（プレゼンテーション30分 ヒアリング20分）

(4) 出席者

4人までとします。

(5) 選定評価基準

表—1のとおり

(6) その他

プレゼンテーションは、提出した業務提案書を基に行なうこととし、追加提案や追加資料の配布は認めません。提案書の内容を踏まえた電子機器の利用は可とします。その場合、スクリーン及びプロジェクターは海田町で用意しますが、パソコン等は参加事業者が用意してください。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とします。

15 業務提案書の審査

(1) 選定審査委員会

海田町水道施設運転管理等業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者を選定します。

(2) 審査の方法

ア 審査の方法

(ア) 評価の配点は、この実施説明書の表—1に定める選定評価基準表に掲げるとおりとし、委員会の委員の評価点数の平均（小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入）を当該評価項目の点数とします。

(イ) 提案見積価格の配点は、次に掲げる式により算出した数値（小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入）を点数とします。

※提案見積価格の配点＝最低提案見積価格／当該参加事業者の提案見積価格×配点数

(ウ) 上記の方法により採点された評価項目の点数の合計が120点（60％）以上の参加事業者のうち、最高点の者を優先交渉権者として選定します。ただし、最高点が2者以上の場合は、委員会において協議の上、優先交渉権者を選定します。

(エ) プレゼンテーションへの参加事業者が1者のみの場合でも、審査及び評価は実施します。

イ 審査結果の通知及び公表

(ア) 委員会での決定を受けて、参加事業者に対し選定結果を令和7年11月18日（火）

に通知します。

(イ) 通知を受けた参加事業者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、選定結果について書面（様式自由）により説明を求めることができます。なお、選定結果は、当該参加事業者の評点項目点に限ります。

(ウ) 審査結果は、海田町ホームページ(<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/32/142765.html>)で公表します。公表内容は、優先交渉権者名、全ての参加事業者の点数（優先交渉権者以外はA社、B社・・・と表示）とします。

16 業務委託契約の締結

優先交渉権者と、業務の詳細内容の協議及び見積書徴取を実施し、令和7年12月19日（金）を目途に、海田町水道施設運転管理等業務委託契約を締結します。

ただし、契約締結までの間において、優先交渉権者が「17 失格条件」に該当した場合、業務の詳細内容の協議が整わない場合及び見積書徴収の結果契約締結ができない場合は、次点者を優先交渉権者に繰り上げるものとします。

17 失格条件

参加事業者が、業務委託契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消します。

- (1) 参加資格等に瑕疵が認められたとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 提出書類が提出期限までに提出されないとき
- (4) 「6 参加資格条件」に該当しなくなったとき
- (5) 提案価格が提案限度額価格を超えていたとき
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかったとき
- (7) 複数の企業による共同企業体で書類を提出したとき
- (8) その他、不正あるいは公平性を欠く行為があったとき

18 その他

- (1) 本件に係る費用負担

プロポーザル参加及び業務習熟期間中に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

- (2) 書類提出にあたっての留意事項

ア 提出された参加申込書及び業務提案書等は、提出期間中は訂正及び改変できるものとしませんが、提出期限を過ぎた後はできないものとします。

イ 書面による申し出により何時でも参加を辞退することができます。

- (3) 使用言語及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

- (4) 業務提案書等の取扱い

ア 提出された参加申込書及び業務提案書等は返却いたしません。

イ 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属します。ただし、海田町は、本プロポーザル手続き及びこれに関する事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存等を行う場合がありますので、ご了承ください。

(5) 追加資料

受注実績、その他の確認のため追加資料の提出を求めています。

(6) 参加事業者の提案見積価格が著しく低価な場合は、業務委託の実現性について調査を行う場合があります。

(7) 本プロポーザルは優先交渉権者を選定することを目的に実施するものであり、契約内容については、必ずしも提案内容に沿うものではありません。

(8) 自己の有利になることを目的として、海田町の職員に働きかけを行なってはいけません。これらの行為を行なった参加事業者は、参加資格を取り消すと同時に、既に業務提案を行なっている場合はこれを無効とします。

19 問い合わせ先

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号

海田町上下水道課工務係

電 話：082-823-9211

F A X：082-823-9839

E m a i l：jousesui@town.kaita.lg.jp

(様式第 1 号：現地見学申込書)

年 月 日

海田町長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 ㊟

現地見学申込書

「海田町水道施設運転管理等業務委託に係る公募型プロポーザル」における現地見学を申し込みます。

- 1 希望日時 第 1 希望 令和 7 年 月 日 ()
第 2 希望 令和 7 年 月 日 ()
※調整によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

- 2 参加者（4 名までとします。）

所 属	氏 名

※ 現地への移動手段は、参加事業者で用意してください。

- 3 見学を希望する施設

(様式第2号：質問書)

年 月 日

海田町長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

質 問 書

「海田町水道施設運転管理等業務委託に係る公募型プロポーザル」について、次のとおり質問します。

質 問 内 容

(1) 質問提出期間

令和7年10月1日（水）午前8時30分から令和7年10月3日（金）午後5時15分まで

(2) 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

(3) 提出先 〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町上下水道課工務係

F A X : 082-823-9839

E m a i l : jougesui@town.kaita.lg.jp

(4) 質問に対する回答は、令和7年10月14日（火）までに、質問者に回答するとともに、海田町ホームページに掲載します。

(様式第 3 号：参加申込書)

年 月 日

海田町長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

参 加 申 込 書

「海田町水道施設運転管理等業務委託に係る公募型プロポーザル」に参加したいので、参加申込書を提出します。

なお、本書に添付する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

【連絡先】

担 当 者 所 属	
(フ リ ガ ナ)	
担 当 者 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-m a i l アドレス	

(様式第4号：会社概要書)

会 社 概 要 書

1 会社概要

設 立 年 月 日	年 月 日		
資 本 金	千円	自 己 資 本 金	千円
従 業 員 数	正社員（ 人） 臨時・嘱託・パート（ 人）		

広島県内の拠点となる支店又は営業所

所 在 地	〒
商号又は名称	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
支店・営業所数 (広島県内)	支 店 () 営業所 ()

2 業務内容

[illegible]

(様式第5号：受注実績証明書)

受 注 実 績 証 明 書

契 約 件 名	
発 注 機 関 名	
施 設 の 名 称	
施設の所在地	
契 約 金 額	
業 務 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
業 務 内 容	

- ※ 業務委託契約書の写しを添付してください。
- ※ 業務内容が、参加要件に合致していることが明確に判断できるよう記載してください。
- ※ 実績が複数ある場合は、用紙を替えてそれぞれ記載してください。

(様式第 6 号：誓約書)

年 月 日

海田町長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

誓 約 書

「海田町水道施設運転管理等業務委託に係る公募型プロポーザル」に係る業務提案の参加を申し込むにあたり、次に記載した事項は事実と相違ありません。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 次の(1)から(5)のいずれの場合にも該当しないこと。
 - (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 受託者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(様式第 7 号：提案見積書)

提 案 見 積 書

見積金額 ㄥ _____ (税抜)

※ 3 年間に要する費用を消費税及び地方消費税抜きで記入してください。

業 務 名 海田町水道施設運転管理等業務

業務実施場所 海田町国信一丁目 4 番 13 号 国信浄水場監視室外

年 月 日

海田町長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名



※ 提案見積内訳明細書（様式自由）を添付してください。

※ 業務提案書とは別の封筒に封印し、表面に「見積書在中」と明記の上、1 部提出してください。

表―1 選定評価基準表

提案項目	評価項目	評価の視点	配点
Ⅰ 事業運営に関する項目	① 会社概要及び財務状況	会社の規模、財務・経営状況を確認し、安定して業務を遂行できる経営基盤を有しているか。	10 点
	② 人員配置計画	業務従事者の人数、配置計画を適切に提案しているか。	
	③ 業務遂行体制の考え方	安心・安全な水道水を安定的に供給するため、適切で無理のない持続可能な業務遂行体制になっているか。	20 点
	④ 業務従事者への教育	業務従事者に対する人材育成、技術の継承など、業務従事者への教育体制が充実し、実現可能な提案となっているか。	
	⑤ 労働安全衛生管理	業務従事者の労務、安全衛生が適切に管理される提案となっているか。	
	⑥ パートナリシップ	官民連携について、適切な考え方を持っているか。	
Ⅱ 運転管理業務に関する項目	① 運転管理業務の考え方	水道水の安定的な供給を行なうための運転管理方針が具体的に提案されているか。	40 点
	② 運転管理方法	運転管理方法について、効率的でかつ安心・安全な水づくりができる方法を具体的に提案しているか。	
	③ 異常時の対応	異常時における操作、連絡体制などを具体的に提案しているか。また、リスクの想定とその防止策を具体的に示しているか。	
Ⅲ 保全管理業務に関する項目	① 保全管理業務全般に関する考え方	施設の運転を安定的に行うため、保全管理業務上、配慮すべきポイントや考え方が適切な内容で提案されているか。	20 点
Ⅳ 危機管理に関する項目	① 災害発生時の基本的計画	災害発生時の人員配置計画及びその対応内容と支援体制は、適切な提案となっているか。	40 点
	② 社内等の協力体制	社内などの連携応援体制が確保されているか。	
Ⅴ 自主的な取り組みに関する	① 施設データの運用及び管理	施設に関するデータ整備と活用等についての提案を具体的に示して	40 点

項目		いるか。	
	② 独創性	企業の持つ技術や経験を活かし、より効率的な運用方法やコスト削減策を具体的に提案しているか。	
	③ 企業としての地域貢献	町内企業及び町内人材の活用方針及び海田町の催事への参加など、具体的な地域貢献策を提案しているか。	
VI 提案価格に関する項目	① 提案価格に関する評価	次に掲げる式により算出した数値（小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入）を点数とします。 提案見積価格の配点＝最低提案見積価格／当該参加事業者の提案見積価格×配点数	30 点
評 価 配 点 合 計			200 点